

男鹿地区統合校（仮称）公民連携手法導入可能性調査業務委託仕様書

1 目的

本業務は、第七次秋田県高等学校総合整備計画（後期計画）に基づき整備する男鹿地区統合校（仮称）について、民間活力の導入による県の財務負担軽減や効率的な運営の確保といった効果や課題を検証し、県として最適な事業手法を選定するために必要な技術的支援を行うものである。

2 委託業務の名称

男鹿地区統合校（仮称）公民連携手法導入可能性調査業務

3 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 5 月 2 9 日まで

4 業務の内容

統合校の整備にあたり、第七次秋田県高等学校総合整備計画（後期計画）や男鹿地区統合校（仮称）基本構想に基づき、民間活力導入の実現性を判断するため、次に掲げる業務を実施する。

なお、本業務の履行にあたっては、本業務の意図及び目的を十分に理解した上で、建設に関する専門的な知見に基づき実施すること。

（1）調査対象

男鹿地区統合校（仮称）の整備及び維持管理等

（2）前提条件の整理

ア 男鹿地区統合校（仮称）の既存施設の状況を把握し、整備、維持管理等に係る基本的な方針を整理すること。

イ 男鹿地区統合校（仮称）基本構想を踏まえ、整備内容を整理すること。

ウ 関係法令等を調査し、課題・留意点等を整理すること。

（3）事業手法等に関する検討・整理

ア 事業手法

従来手法及び複数の PPP／PFI 手法（BTO 方式、DBO 方式、DB 方式他）等について、事業範囲、事業期間、官民の役割分担及びリスク管理等を得失比較表により検討・比較を行い、本事業に適した事業方式の検討を行うこと。

イ 維持管理・運営の検討

施設の維持管理や運營業務など、民間活力導入による事業化を検討するための助言を行うこと。

ウ 公的財政負担見込額の試算

アで評価した最適な事業手法と従来手法について、概算事業費を算出し、公的財政負担の見込額を算出すること。なお、活用可能な交付金等についても算出条件として考慮すること。

エ VFMの検討

アで評価した最適な事業手法と従来手法について、ウの見込額を比較しVFMを試算・評価すること。

オ 先行事例調査

アで評価した最適な事業手法と同種手法を行った事例等について、調査・整理を行うこと。

カ 事業スケジュールの検討

アで評価した最適な事業手法の事業スキームについて、事業スケジュールを検討すること。

キ 総合評価

定量的な評価（VFM等）と定性的な評価を整理し、本事業に対するPFI手法等の適用可能性を総合的に評価・比較すること。

（４）市場調査

本事業をPFI手法等で実施した場合において、事業参加の可能性がある民間事業者へのヒアリングを実施し、参入可能性の把握、参画条件、事業費削減の可能性、事業に対する要望、整備・運営手法に関するアイデア等についての意向を把握し、その意見の反映を図ること。

（５）実施方針（基本方針）作成等

検討の結果、PFI手法等が最適な事業方法と評価される場合、特定事業の選定に関する事項、事業者募集や選定、リスク分担、各種課題、スケジュールに関する事項等を整理した上で、公募資料の基礎となる実施方針（案）を検討・作成すること。

（６）報告書の作成

検討した成果を取りまとめた報告書を作成すること。

5 成果品

次に掲げる成果品を提出すること。

（１）男鹿地区統合校（仮称）公民連携手法導入可能性調査報告書

正本１部及び電子データ一式

（２）男鹿地区統合校（仮称）公民連携手法導入可能性調査報告書概要版

正本３部及び電子データ一式

ただし、（２）男鹿地区統合校（仮称）公民連携手法導入可能性調査報告書概要版については、令和８年４月３日（金）まで提出すること。

6 留意事項

- (1) 仕様書で示す業務については、企画提案の内容に基づき、県と協議を行い、双方合意の上で実施すること。
- (2) 委託業務の実施にあたり、迅速に対応できる体制を整えること。
- (3) 県が保有する情報・資料等については、本業務を遂行する目的に限り使用することができるが、県の許可なく第三者に流布してはならない。
- (4) 成果物及び関連書類等に対する一切の権利は、原則として県に帰属するものとし、県の承諾なく公表、貸与、又は使用してはならない。
- (5) 本業務の実施に当たり、著作権、肖像権、個人情報等を扱う場合は、関係法令等を遵守し、適切に対応しなければならない。
- (6) その他本仕様書に定めのない事項は、双方協議して定めるものとする。

7 実績報告等

本業務が完了したときは、遅滞なく県に対して委託業務完了届のほか、県が指示する資料等を提出しなければならない。